

■暮らしを守る、税制を変える！ 消費税に頼らない安心社会へ

2025 年 6 月 15 日

阿部治正

1. なぜ今、税制改革が必要なのか

①日本の税制は、超高率な消費税に過剰に依存しています

税収構成比(国税+地方税、2025 年度)

所得課税 約 32.7 % (2025 年度) ← 50.6 % (2003 年) ← 55 % (1994 年)

消費課税 約 31.5 % (2025 年度) ← 22.4 % (2003 年) ← 15.0 % (1994 年)

法人課税 約 17.0 % (2025 年度)

資産課税等 約 13.1 % (2025 年) ← 約 20 % (2025 年) ← 約 33 % (2023 年)

その他(たばこ税・揮発油税等) 約 5.7 % (2005 年) ← 約 20 % (2003 年) ← 約 27 % (1994 年)

2003 年度はこうでした(さらに 1994 年度は)

所得課税(個人+法人) → 約 50.6 % (約 55.0 %)

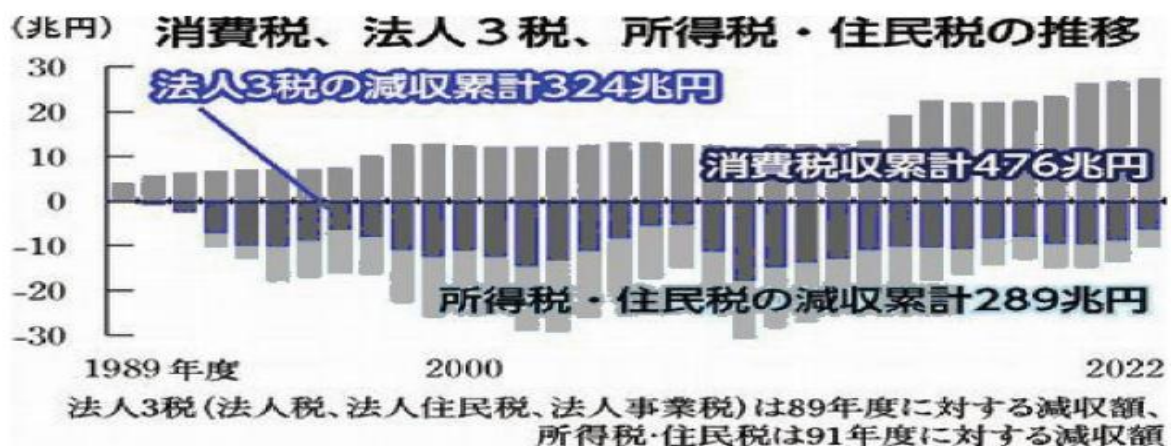
消費課税(消費税) → 約 22.4 % (約 15.0 %)

資産課税等 → 約 33 % (約 20.0 %)

その他(物品税・印紙・たばこなど) 約 20 % → 約 27 %

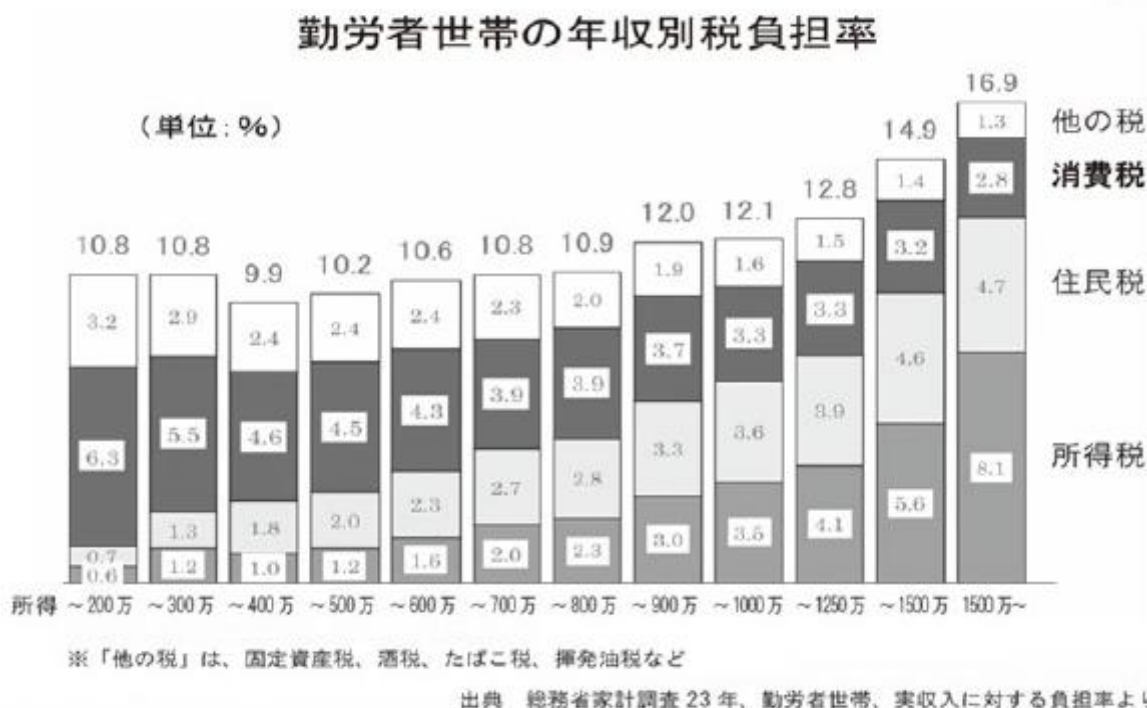
2003 年は法人課税の項目がありませんが、これは税目のまとめ方が違うためです。とりあえず、消費税収が大きく伸びている点を見てください。

②社会保障や福祉のためではなく、法人税減税の穴埋めなど大企業のための税



消費税収のうちのほとんどが、法人税と高所得者の所得税・住民税の減税の穴埋めに使われている！

③逆進性の税、無収入の者から盗る点では税制でさえなく単なる収奪の制度



グラフは収入のある者が対象、無収入の者には消費税はさらに痛手！

④消費税は事実上の賃金課税

働いて得る賃金は、明日も来月も働くために必要ギリギリの労働力の最生産費用です。本来は賃金に課税すること自体が不当。しかしこの賃金に高い所得税が課され、さらに賃金で買い物をするとまた高い消費税がかけられる…。「賃金に対する追加税」は労働者にとっての二重の課税です。あとで見るが、労働者はすでに生産過程でも搾取されているから三重！

この結果、今、日本では、大企業や富裕層だけが利益を与えられ、多数の労働者の貧困に拍車がかかっています。

2. 世界ではどうしているのか

①北欧諸国の消費税は賃金にあらかじめ上乗せされている

北欧の消費税は高いですが、賃金にあらかじめ消費税分や社会保険料分が上乗せされてきました。2000 円を超える最低時給の秘密のひとつは、消費税分が上乗せされていることにあります。しかも学校教育や医療などが無償です。賃金に消費税分を上乗せする回りくどい「取り繕い」は、「国民国家幻想」(みんなが支えるみんなの国家)をつくりだすためです。しかし今北欧諸国も、貧困・格差が深刻化し、幻想が崩れ、極右などが台頭しています。スウェーデン民主党とフィンランドのフィン人党はすでに第二党、ノルウェーの進歩党は過去に連立政権に参加、デンマーク民主党は第五党となりました。

②日本は労働者の自腹

日本では賃金への上乗せはなく、消費税は労働者が自腹を切って払います。その結果賃金は労働労働力の再生産費以下に切り縮められています。それでいて社会保障は自己負担強化、有償化です。日本の政府・自民党・財界は、諸外国のように「国民国家幻想」という「取り繕い」をつくりだそうとする意識さえなく露骨な収奪を行っている。

3. どう変えるべきなのか

2つの大改革をすすめます！

①消費税は廃止する。その前段として食品課税をゼロもあってよい

②大企業や富裕者への総合累進課税を導入する

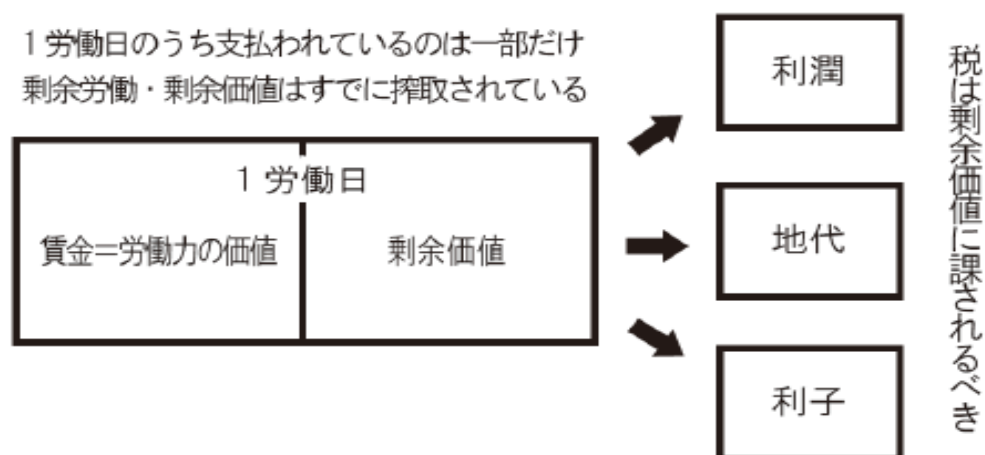
【この結果】

- ・必需品の価格が低下
- ・大企業・資産富裕層が正常な負担
- ・社会保障が支えられる

③改革の根拠＝「税は賃金にではなく剰余価値に課税されるべき」が経済学の正論

ウソだと思う人は、アダム・スミスやデヴィッド・リカードやシスモンディなどの古典学派、それを継承したマルクスやフェルディナンド・ラサールの本を、いつか読んでください。そこでは、経済的価値を主観的・心理的に解釈する非科学的なやり方ではなく、客観的な社会関係から論じています。この科学的経済学は、税について以下のように考えます。

1日8時間働いて労働者に支払われているのは4時間(or2時間)だけ、後の4時間(6時間)は搾取されている。税はこの搾取分＝剰余価値(利潤・地代・利子)から支払われるべきだ。というより、そこにしか担税能力はあり得ない。



4. 代替財源はあります！

「消費税が無くても社会を支えられる」ことを、数字でキッチリ突きつけましょう。

①消費税に偏った今の税制を 1976 年当時の税率に戻すだけで、58 兆円超の増収が可

▼浦野広明氏の「58 兆円の新税収」試算

増収項目	内容	税収増(兆円)
所得税(申告分)	1976 年当時の累進税率を適用	約 13.2 兆円
所得税(源泉分)	消費税導入前の 30%税率を適用	約 12.5 兆円
相続税	1988 年の最高税率(70%)を復活	約 3.9 兆円
法人税	超過累進税率(5 段階:最大 45%)導入	約 26.0 兆円
住民税等	比例税率から超過累進制へ移行	約 1.0 兆円

合計:約 58.1 兆円

浦野広明氏(立正大学法制研究所特別研究員)らのチームは、戦後の総合累進課税に立ち返った税制再設計により、最大 58 兆円の追加税収が可能とする具体的な試算を示しています。

「消費税の減税と財源」浦野広明 『法と民主主義』 No. 596、2025 年 2/3 月号

②それだけではない。富裕税、金融取引税、環境税で、さらに 10 兆円以上の収入も！

▼ここで新たに加えることが考えられるのは:

新税	内容	推定税収規模(現時点の粗い推定)
富裕税	5 億円以上の純資産に 1~2%課税	3~5 兆円
金融取引税(トービン税)	株式、FX、債券取引に 0.1%課税	1.5~3 兆円
金融所得総合課税	分離課税廃止、総合累進課税化	3~5 兆円
カーボンプライシング	二酸化炭素排出に価格設定	1~2 兆円

これらを加算すると、合計でさらに 10~15 兆円規模の税収増が可能になります。

つまり、

浦野試算 + 新税モデル = 約 68 兆~73 兆円の増収が可能

③段階的導入も選択肢のひとつ

◆ 3. 導入のフェーズ(段階的展開モデル)

フェーズ	内容	政策的目標
第1段階	旧税率からの復元(例:30% → 35%)	減税傾向にストップ、財源確保
第2段階	法人所得に応じた2～3段階の超過累進制導入	利潤の格差是正と税の応能化
第3段階	上位5段階制の導入(前出の表)	構造的再分配機能の確立
第4段階(補完)	金融資産への付加税(金融取引税、ストック課税)	資本逃避への対応、租税回避の補完策

◆ 4. 効果と期待される成果

分野	効果
財政	年間10～15兆円程度の増収が可能(2022年法人課税ベースでの浦野試算)
分配	超過利潤を社会保障・公共財へ還流。企業→家計への再分配が強化
税の公正性	応能負担原則が明確に可視化され、納税者の信頼が向上
経済政策	大企業の利益を内部留保に回すより、社会的投資に回す方が乗数効果が高い
雇用・賃金	公共投資や福祉支出の拡大により、下層労働市場が刺激される

④廃止は何年もかかるはウソ！ 廃止が多数を得ればたった1年で可能！（追加資料）

減税・廃止したくない議員はウソをつくのです。

5. あなたの力が必要です！

①情報を広めよう

②お手数ですが署名にご協力を（社民党でぜひやりたいですね！）

③選挙で「世界一ひどい税制を変える」候補者を支援しよう

『労働者と生活者のための税制を』めざして！

さあ！ 今、変化を起こしましょう！

<消費税追加資料>

■「消費税廃止は何年もかかる」はウソ！ 廃止が多数を得れば1年で可能！

- 1月:法案起草・提出(与野党・労働組合や市民運動との協議、財源構成明示)
- 2～3月:通常国会で審議・成立(財務・総務委員会での審議、付則で施行時期を明記)
- 3月末:公布(官報公布、各府省の省令整備を開始)
- 4～6月:施行準備(自治体・会計システム・レジ事業者対応開始)
- 4～6月:新会計年度の地方交付税配分設計(総務省が新しい地方交付税配分ルール提示)
- 6～8月:地方議会通知・会計修正(都道府県、市区町村が予算修正の調整に入る)
- 10月または翌年4月:廃止・新税制施行(消費税ゼロ、地方交付税による補填体制が稼働)

■「法人税を上げると企業が逃げる」という論はウソ！

①法人の機能選択は税率だけで決まらない

実際の企業は「勤務者、電気、有事、経済統治」を重要定要素にしている。OECD「BEPS 報告」の調査でも、税率は補助的要因

②逃避するのは実体企業ではなく「利益」

企業が移すのは本社登記、給付所のための文書上の操作。Apple, Google, Amazon なども「実体は米国、利益はアイルランドに積まれる」

③法人税減税は投資や賃金に回らない

データによれば、減税後の賃金、投資、資本投資は少ない。利益は「内部留保」される傾向

④国際的な「企業税固定率」の効果 OECD の「最低税率」合意は税率下げ合戦を防ぐ。

■税逃れのための海外逃避に対する規制策

①移転価格税制

海外の子会社等に対して、実勢価格とかけ離れた取引(安く製品を売るなど)をすることで利益を海外に移すことを防ぐ制度。日本でも導入済。見つければ、課税の是正+重加算税が課される

②タックスヘイブン対策税制(CFC ルール)

親会社が、税率が著しく低い国に子会社を設立し、そこで利益をプールするのを防止するための制度。実態のないペーパーカンパニーに対しては、日本国内で課税。

③グローバル・ミニマム税(OECD「GloBE」)

2021年にOECD・G20が合意し、法人税率を「最低15%」に。もしA国で法人税率が15%未満であれば、B国(親会社の所在地国)で差額分を課税できる。タックスヘイブンに移転しても意味がなくなる。

④出国税(Exit Tax)

企業が日本を出ていく場合、その資産に潜在的な含み益があると見なして課税。現在は個人の資産移転のみだが、法人向けにも制度化可能。EUでも、企業移転に課税する国がある(例:フランス、ドイツ)

⑤投資・公共調達などでのペナルティ

公共調達(政府契約)からの排除、脱税企業リストの公表。ESG評価・企業格付けの低下(投資資金が集まらなくなる)